

<報道発表資料>

令和8年4月15日

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

## 令和8年度消費者月間イベントの開催

その選択、本当に自分で決めていますか？～AIとの上手なつきあい方～

この度、5月の消費者月間イベントとして、消費者が、身近にあるAIのしくみをわかりやすく学び、自分らしい選択をするためのヒントを考える機会となるよう、講演会とパネルディスカッションを開催します。

### 【イベント概要】

- 日時 令和8年5月30日(土) 午後1時30分～3時30分 (受付：午後1時)

- 場所 京都経済センター6階 会議室6-D

(〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

- 参加方法 会場(定員50名)、Zoomオンライン(定員なし)

- 参加費 無料

- 内容

#### 1 講演

「生成AIのしくみと安全な利活用について」

講師：浅田 太郎氏(京都府立大学副学長)

京都府立大学大学院生命環境科学研究科

ヒューマンインタフェース研究室 教授



浅田 太郎氏

#### 2 パネルディスカッション

専門家、消費者、事業者の立場から見た「消費者とAIのちょうどいいつきあい方」

パネリスト：浅田 太郎氏(講師)

上羽 祐子氏(京都生活協同組合執行役員/機関組織運営系統 統括マネジャー)

谷口 佳巳氏(Biz Groove Consulting 中小企業診断士事務所 代表)

ファシリテーター：加藤 進一郎氏(弁護士)

- 申込 令和8年5月1日(金)～5月26日(火)に、NPO法人コンシューマーズ京都(京都消団連)に FAX(075-251-1003)又はホームページ(<https://consumers-kyoto.net/>)の申込フォームから、必要事項(氏名、電話番号、参加方法、メールアドレス(オンラインの場合))をお申込みください。

- 主催 京都市、京都府、NPO法人コンシューマーズ京都(京都消団連)

- 後援 京都府生活協同組合連合会、京都生活協同組合

<消費者月間について>

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

毎年の「消費者月間」では、統一テーマの下、消費者、事業者、行政が一体となり、全国で消費者問題の啓発・教育等の様々な取組が行われています。

令和8年度消費者月間 統一テーマ

見える情報 見えない仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～

<会場（京都経済センター）へのアクセス>

京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出て26番出口直結

阪急電車京都線「烏丸駅」西改札口出て26番出口直結

京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

<お問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター

電話：075-366-2250

# その選択、 本当に自分で 決めていきますか？

～ AIとの上手なつきあい方～

参加無料  
要申込

R8. **5.30** ± 参加方法：会場（定員50名・先着順）／オンライン（Zoom）  
13:30～15:30 場所：京都経済センター（下京区・四条室町南東角）6階 会議室6-D



最近、インターネットで選ぶ商品や見るニュースが偏ってきたな…と感じたことはありませんか？もしかしたら、それにはAIが関わっているかもしれません。

AIは、私たち消費者のくらしを便利にするだけでなく、医療や災害予測など、社会を支える場面でも活用されています。一方で、情報の真偽や偏り、プライバシーの扱いなど、消費者として気をつけたい側面もあります。

この講演会とパネルディスカッションでは、身近にあるAIのしくみをわかりやすく学び、自分らしい選択をするためのヒントを考えます。あなたとAIの「ちょうどいいつきあい方」を見つけにきませんか？

## プログラム

### 講演

## 『生成AIのしくみと 安全な利活用について』

講師

浅田 太郎さん

京都府立大学副学長／  
京都府立大学大学院生命環境科学研究科  
ヒューマンインタフェース研究室 教授



### パネルディスカッション

## 専門家、消費者、事業者の立場から見た 「消費者とAIの ちょうどいいつきあい方」

パネラー

浅田 太郎さん（講師）

上羽 祐子さん（京都生活協同組合執行役員／  
機関組織運営系統 統括マネジャー）

谷口 佳巳さん（Biz Groove Consulting  
中小企業診断士事務所 代表）

ファシリテーター

加藤 進一郎さん（弁護士／京都弁護士会所属）

申込方法

以下のいずれかの方法で、必要事項を記入してお申込みください。

- ①申込フォーム（問合せ先のホームページ又は右の二次元コードから）
- ②FAX（様式は任意。本チラシの申込書をご利用いただけます）



(申込フォーム)

**必要事項** 件名：消費者月間、氏名、電話番号、  
参加方法（会場・オンライン）、メールアドレス（オンラインの場合必須）

【申込期間：5月1日（金）～5月26日（火）】

オンラインでの参加希望の方へ

- ・申込時に記載されたアドレス宛に、5月27日（水）にZoom招待URLを送信します。万が一、届かない場合は、5月28日（木）までにご連絡ください。
- ・通信料は参加者負担となります。

会場へのアクセス

京都経済センター 6階〔会議室6-D〕

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地



- 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札口出て26番出口直結
- 阪急電車京都線「烏丸駅」西改札口出て26番出口直結
- 京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

\* お出かけの際は、便利な市バス・地下鉄をご利用ください

～5月は「消費者月間」です～

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めています。

毎年の「消費者月間」には、統一テーマの下、消費者、事業者、行政が一体となり、全国で消費者問題の啓発・教育等の様々な取組が行われています。

令和8年度消費者月間 統一テーマ

見える情報 見えない仕組み  
～ AI時代の消費者力を高めるために～

申込先・問合せ先

NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

TEL 075-251-1001 FAX 075-251-1003 ホームページ <https://consumers-kyoto.net/>



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ



京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター  
令和8年4月発行 京都市印刷物 第080711号

FAX申込書 宛先：075-251-1003（NPO 法人コンシューマーズ京都）

令和8年度消費者月間イベント（第57回京都消費者大会）  
「その選択、本当に自分で決めていますか？ ～ AIとの上手なつきあい方～」

フリガナ 氏名		参加方法	<input type="checkbox"/> 来場	<input type="checkbox"/> オンライン
TEL		メール アドレス		

※ご記入いただいた個人情報は、本イベントに関わる事務にのみ使用し、他の目的では使用しません。